

安芸高田市ふるさと応援の会 規約 新旧対照表(案)

現行（旧）	改訂（新）																																
第3章 役 員 （役員） 第5条 本会に、次の役員を置く。 <table> <tr><td>（1）会 長</td><td>1 名</td></tr> <tr><td>（2）副会長</td><td>2 名</td></tr> <tr><td>（3）理事長</td><td>1 名</td></tr> <tr><td>（4）副理事長</td><td>3 名</td></tr> <tr><td>（5）常任理事</td><td>20 名以内</td></tr> <tr><td>（6）理 事</td><td>60 名以内</td></tr> <tr><td>（7）監 事</td><td>2 名</td></tr> <tr><td>（8）会 計</td><td>1 名</td></tr> </table>	（1）会 長	1 名	（2）副会長	2 名	（3）理事長	1 名	（4）副理事長	3 名	（5）常任理事	20 名以内	（6）理 事	60 名以内	（7）監 事	2 名	（8）会 計	1 名	第3章 役 員 （役員） 第5条 本会に、次の役員を置く。 <table> <tr><td>（1）会 長</td><td>1 名</td></tr> <tr><td>（2）副会長</td><td>2 名以内</td></tr> <tr><td>（3）理事長</td><td>1 名</td></tr> <tr><td>（4）副理事長</td><td>3 名以内</td></tr> <tr><td>（5）常任理事</td><td>20 名以内</td></tr> <tr><td>（5）理 事</td><td>20 名以内</td></tr> <tr><td>（6）監 事</td><td>2 名</td></tr> <tr><td>（7）会 計</td><td>1 名</td></tr> </table>	（1）会 長	1 名	（2）副会長	2 名以内	（3）理事長	1 名	（4）副理事長	3 名以内	（5）常任理事	20 名以内	（5）理 事	20 名以内	（6）監 事	2 名	（7）会 計	1 名
（1）会 長	1 名																																
（2）副会長	2 名																																
（3）理事長	1 名																																
（4）副理事長	3 名																																
（5）常任理事	20 名以内																																
（6）理 事	60 名以内																																
（7）監 事	2 名																																
（8）会 計	1 名																																
（1）会 長	1 名																																
（2）副会長	2 名以内																																
（3）理事長	1 名																																
（4）副理事長	3 名以内																																
（5）常任理事	20 名以内																																
（5）理 事	20 名以内																																
（6）監 事	2 名																																
（7）会 計	1 名																																
（役員の職務） 第7条 役員の職務は、次のとおりとする。 （1）会長は、本会を代表し、会務を統括する。 （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。 （3）理事長は、会長の命に従い、本会の会務を掌理する。 （4）副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。 （5）常任理事は、常任理事会を構成し、本会の会務を執行する。 （6）理事は、理事会を構成し、規約及び総会の決議に基づき本会の業務を実施する。 （7）監事は、会計を監査し、総会において監査報告をする。 （8）会計は、本会の会計を担当する。	（役員の職務） 第7条 役員の職務は、次のとおりとする。 （1）会長は、本会を代表し、会務を統括する。 （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。 （3）理事長は、会長の命に従い、本会の会務を掌理する。 （4）副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。 （5）常任理事は、常任理事会を構成し、本会の会務を執行する。 （5）理事は、理事会を構成し、規約及び総会の決議に基づき本会の業務を実施する。 （6）監事は、会計を監査し、総会において監査報告をする。 （7）会計は、本会の会計を担当する。																																

安芸高田市ふるさと応援の会 規約 新旧対照表(案)

現行（旧）	改訂（新）
（役員の選出） 第8条 役員の選出は、次のとおりとする。 （1）会長は、総会において選出する。 （2）副会長は、総会において選出し、会長が委嘱する。 （3）理事長は、理事の中から会長が委嘱する。 （4）副理事長は、理事の中から会長が委嘱する。 （5）常任理事は、各本部から理事長が推薦し、会長が委嘱する。但し、必要に応じて会長は学識経験者等を委嘱することができる。 （6）理事は、本会の会員の中から会長が委嘱する。但し、必要に応じて会長は学識経験者等を委嘱することができる。 （7）監事は、総会において選出し、会長が委嘱する。 （8）会計は、会長が任命する。	（役員の選出） 第8条 役員の選出は、次のとおりとする。 （1）会長は、総会において選出する。 （2）副会長は、総会において選出し、会長が委嘱する。 （3）理事長は、理事の中から会長が委嘱する。 （4）副理事長は、理事の中から会長が委嘱する。 （5）常任理事は、各本部から理事長が推薦し、会長が委嘱する。但し、必要に応じて会長は学識経験者等を委嘱することができる。 （5）理事は、本会の会員の中から会長が委嘱する。但し、必要に応じて会長は学識経験者等を委嘱することができる。 （6）監事は、総会において選出し、会長が委嘱する。 （7）会計は、会長が任命する。
第4章 会 議 （会議） 第10条 本会の会議は、次のとおりとする。 （1）総 会 （2）常任理事会 （3）理事会	第4章 会 議 （会議） 第10条 本会の会議は、次のとおりとする。 （1）総 会 （2）常任理事会 （2）理事会
（常任理事会） 第12条 常任理事会は、理事長が必要に応じて招集し、議長となる。 2 常任理事会は、次の事項について審議し、決定する。 （1）総会、理事会の諮る事項に関すること （2）本会の事務事業の実施に関すること （3）予算及び決算事務に関すること （4）その他本会の運営に関すること 3 会議は、常任理事の過半数の出席で成立する。但し、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席したものとみなす。 4 会議の議決は、出席常任理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	（常任理事会） 第12条 常任理事会は、理事長が必要に応じて招集し、議長となる。 2 常任理事会は、次の事項について審議し、決定する。 （1）総会、理事会の諮る事項に関すること （2）本会の事務事業の実施に関すること （3）予算及び決算事務に関すること （4）その他本会の運営に関すること 3 会議は、常任理事の過半数の出席で成立する。但し、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席したものとみなす。 4 会議の議決は、出席常任理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

安芸高田市ふるさと応援の会 規約 新旧対照表(案)

現行（旧）	改訂（新）
（理事会） 第13条 理事会は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。 2 理事会は、次の事項について審議し、決定する。 （1）総会の議決した事項の執行に関すること （2）総会に付議すべき事項に関すること （3）総会の議決を要しない会務の執行に関すること 3 会議は、理事の過半数の出席で成立する。但し、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席したものとみなす。 4 会議の議決は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	（理事会） 第12条 理事会は、会長・理事長が必要に応じて招集し、議長となる。 2 理事会は、次の事項について審議し、決定する。 （1）総会の議決した事項の執行に関すること （2）総会に付議すべき事項に関すること （3）総会の議決を要しない会務の執行に関すること （4）総会事項に関すること （5）本会の事務事業の実施に関すること （6）予算及び決算事務に関すること （7）その他本会の運営に関すること 3 会議は、理事の過半数の出席で成立する。但し、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席したものとみなす。 4 会議の議決は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（専決処分） 第14条 会長は、会議を招集するいとまがない時で、会議の権限に属する事項で軽易なものについてはこれを専決処分することができる。	（専決処分） 第13条 会長は、会議を招集するいとまがない時で、会議の権限に属する事項で軽易なものについてはこれを専決処分することができる。
（経費） 第15条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。	（経費） 第14条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。
（会計年度） 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。	（会計年度） 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。
（事務局） 第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。	（事務局） 第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
（委任） 第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は常任理事会の議決を経て、会長が別に定める。	（委任） 第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は常任理事会の議決を経て、会長が別に定める。

※ 可決された場合、令和7年8月24日より施行とします

安芸高田市ふるさと応援の会「本部・部会規約」新旧対照表(案)

現行（旧）	改訂（新）
現行の「本部・部会規定」を参照	全て廃止
別表 1（規程第 2 条関係）	別表 1 理事会業務（規程第 2 条関係）

安芸高田市ふるさと応援の会「会員規約」新旧対照表(案)

現行（旧）	改訂（新）
（会員の入会） 第 2 条 会員は、払込取扱票に記入し会費を振込、登録完了後、会員証を送付する。	（会員の入会） 第 2 条 会員は、所定の払込取扱票に必要事項を記入し、会費を振込のうえ登録手続きを完了するものとする。登録完了後、会員にはログイン ID 等を記載した通知を郵送する。会員は、公式会員証アプリを各自ダウンロードし、ID を用いてログインすることで、アプリ上に表示される会員証を提示できるものとする。

※ 可決された場合、令和 7 年 8 月 24 日より施行とします